平成２４年（フ）第３号
兵庫県加西市野田町114番地の２
債務者　石坂　　栄
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第４号
兵庫県加西市野田町114番地の２
債務者　石坂富美子（旧姓坂）
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２４年（フ）第６号
兵庫県小野市来住町1406番地
債務者　藤尾とよみ
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第３４３号
岡山県倉敷市連島町連島37番地14
債務者　山本　龍一
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第３５８号
岡山県倉敷市玉島勇崎1426番地40
債務者　糸山啓二郎
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７号
岡山県倉敷市亀山869番地　難波マンションＢ棟203号
債務者　藤原　実子（旧姓森脇）
１　決定年月日時　平成24年３月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４７号
広島市佐伯区五月が丘３丁目38番12号
債務者　眞島　美雪
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８９号
香川県高松市屋島中町219番地１
債務者　中村　和人
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９０号
香川県高松市屋島中町219番地１
債務者　中村そのえ（旧姓松原）
１　決定年月日時　平成24年３月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０２２号
福岡市東区三苫１丁目３番39―101号
債務者　桐畑こと　赤池　悠希
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３３号
福岡市南区大橋２丁目24番25―807号
債務者　常盤　　剛
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３１０号
福岡県筑紫野市大字西小田917番地８　サンライフＫＡ―Ａ棟２号
債務者　森田　　進
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５０２号
福岡市東区松島４丁目１番44―203号
債務者　前田　直美（旧姓若杉）
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６０２号
福岡市西区野方３丁目39番８―201号
債務者　中川　鮎美
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１５号
福岡県春日市弥生６丁目１番地５―101号
債務者　結城　信吾
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４９号
福岡市博多区空港前２丁目14番21―101号
債務者　澤田　善行
１　決定年月日時　平成24年３月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８３号
福岡市城南区鳥飼７丁目18番11―202号
債務者　藤田　厚人
１　決定年月日時　平成24年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７８９号
福岡県糸島市志摩稲葉133番地
債務者　池田　のり
１　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部